

## 出先機関廃止で公開討議

知事会中間報告の方向に沿って対応する……馬淵副大臣

### 「個別協議に基づく移管」は守られるのか？



馬淵国交副大臣は5月24日、政府の地域主権戦略会議が開催した公開討議において、「地域主権の実現は鳩山政権の一丁目一番地の政策。前向きに対応してきたところ。」「社会情勢に応じた事務・権限の見直しは当然必要と認識している。」「諸課題について政府全体として地方側とともに解決し、個別協議に基づく移管を早期に実現したい。」「全国知事会PTの中間報告の方向に沿って対応する。」との考えを表明しました。

「高規格道路以外は地方移管すべき」が知事会PT中間報告の内容ですから、馬淵大臣の発言は、将来的に地方整備局を廃止する省の方針を明らかにしたと言えます。

### 「最終形・受皿議論なしで出先機関廃止は混乱」

一方、前原大臣は5月25日、閣僚懇での自らの発言として、「地域主権は政権交代でやらなければならないポイントだ。出先機関改革、権限・財源の移行は結構だが最終形、つまり受け皿が議論されないまま、出先機関廃止ということになれば、より混乱させるだけ。受け皿議論を並行してやってもらいたい。」「民主党（の最終形）は、国と基礎自治体が基本で、府県を廃止し緩やかな道州制・広域連合が目的だったはず。府県・政令市・中核市はそのままで、出先機関廃止や権限・財源委譲だけが議論されるのはおかしい。」

「一括交付金と交付税の違いが良くわからない。」「地域主権会議に出先機関を抱える国交大臣等を入れて欲しいと要請し原口大臣から『前向きに検討する』との話があった。」ことなどを記者会見で紹介しました。



### 国交職組は「受け皿」議論との整合性を求める

国交職組は6月1日、公開討議の国交省説明に関して事実確認を中心とした折衝を行うとともに、早期に大臣会見を設定するよう要請しました。

当局は、「地域主権確立は政府方針である。馬淵副大臣の発言は『知事会PT中間報告の方向性に沿って』ということ。留意事項として①道州制や基礎自治体との関係、②広域の実施体制や柔軟な取組、③職員の処遇のあり方、④移管に伴う財源のあり方、を指摘し

ていることから、『PT中間報告そのまま』という意味ではない。『個別協議を踏まえて具体化（移管）していく。』がポイントだと理解している。」「また、前原大臣の発言は、『受け皿を個別具体的に見る必要がある。』ということ。』と説明しました。

国交職組は、国の出先機関見直しについて、①事務事業を精査し国と地方の役割分担を明確にし、②結果として出先機関の組織改廃を確定し、③職員の雇用は国の責任で確保する、の基本方針で公務労協に結集して取組を継続します。

また、今回の公開討議では、前原大臣の指摘にもあるとおり、最終形・受け皿の議論が決定的に不足しています。国交職組は、「広域的な公共事業は広域的な実施主体で」が極めて妥当な主張であることに確信をもち、現行の「直轄」の枠組みを最大限活用することを関係方面に引き続き主張していくこととします。



◇「直轄」の強み活かす工夫も◇

### 「改革に取り組む基本姿勢」……公開討議説明資料から

- 地域主権の実現は鳩山政権の一丁目一番地
- 国土交通省としても、「直轄維持管理負担金廃止法（成立）」、「社会資本整備総合交付金」、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限委譲」など、前向きに対応。
- 一方、人口減少・少子高齢化・財政赤字という我が国の3つの不安要因を踏まえれば、国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民の安全を守り、国際競争力を強化する上で真に必要な社会資本の整備・管理を戦略的かつ重点的に進め、成長戦略を実現することが今後の政策課題であり、その実現を図ることが国土交通省の使命。
- 地方整備局は、国と地方の適切な役割分担の下、主に、高い機能や管理水準を求められ、地域間で利害の異なるような国道や一級河川等の社会資本（公物）を、自ら整備し、自ら管理することや、大規模災害時の迅速かつ一体的な対応等を通じ、国土交通省の使命を現場レベルで実現することを特徴とする出先機関。
- このような特徴を有する地方整備局についても、社会情勢の変化等に応じた事務・権限の見直しは当然必要と認識しており、平成20年10月より、道路・河川の都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施。
- 今後、地域主権改革を推進する観点から、移管に伴う財源や職員の処遇のあり方等の諸課題について、政府全体として地方側とともに解決し、個別協議に基づく移管を早期に実現してまいりたい。
- 主に地域内交通を分担する道路や、一の都道府県で完結する一級河川については、できる限り地方に移管するとの考えに基づき協議を行っている。また、この考え方にかかわらず、地方概観を望むものについては協議の対象としている。その結果、現時点までに下表のとおり国と地方公共団体で合意されている。
- なお、移管の時期については、事業中箇所の整備の進捗後、移管すべきとの意向もある。

#### 【道路】

	路線数	延長(km)
(1) 移管する方向で今後さらに調整をすすめていくもの	80	2,521
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	61	4,385
(1) + (2) の合計	123	6,906

#### 【河川】

	水系数
(1) 移管する方向で今後さらに調整をすすめていくもの	6
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	20
(1) + (2) の合計	26

# 組織拡大で交渉条件の整備を

近畿地本委員長 濱川 泰良



私たち国家公務員（非現業公務員）は、労働三権のうち、団結権のみが認められ、労働協約締結権および争議権が付与されないまま、60年以上が経過しています。日本政府が公務員の労働基本権を制約していることに対して、ILOは再三是正勧告を出してきましたが、自民党を中心とする政権は、これを無視し、制約を継続してきました。

政権交代に伴って、民主党を中心とする政権は、2012年までに「労働協約締結権」を付与する方向で検討を開始し、労使交渉で賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」の確立も現実味を帯びてきました。

現在、わたしたちの給与は、人事院が国公および民間実態を調査し、較差があればそれを埋める人事院勧告を内閣と国会に対して行い、給与法が改正されてはじめて決着します。ところが、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告は、自民党を中心とした内閣と国会によって、過去に何度も「不完全実施」されました。労働組合の先輩達は、人事院勧告を政争の具にさせない、完全実施させるという取組みを粘り強く続けてきました。

労働協約締結権が付与されれば、団体交渉を行い、労使の間で「労働協約」を結ぶことによって、給与・労働条件を決めることとなります。交渉は、世間相場、支払能力および交渉力などが決め手となりますが、ひとりでも多くの組合員を組織することが、交渉を有利に進める背景となることは言うまでもありません。

私たちは、「職場と職員の処遇を守り、誰もが納得し安心して働くことのできる明るく、そして働きがいの持てる職場を構築する」ことをめざしています。このことを実現するため、国交職組への加入を精一杯訴えていきます。「まだ」の方、是非加入を！

# 仲間の笑顔を増やす組織拡大を

中部地本副委員長 倉橋 和久

全国の仲間のみなさん、中部地本で副委員長をしています倉橋です。中部は全国でも一番小さな地本ですが、組織拡大に向けた決意を述べ、自らを励ましたいと思います。

政権交代は、わたしたちの職場にとっては厳しいことばかりですが、それが「国民目線」「国民ニーズ」だとしたら、国民・納税者の期待に応えるため、もうしばらく、「上向き、前向き、外向き」を心がけ、歯を食いしばって頑張らなければと考えています。

とは言え、定員削減、非常勤削減、支援業務縮小と常勤職員の負担は大きくなる一方です。鳴り止まない公務員バッシングもボディーブローのように、わたしたちの「こころ」を蝕んでいます。一生懸命に働いている者こそ「正々堂々」と生活の糧である賃金・労働条件および職場環境の改善を要求すべきです。

中部地方整備局では、定期健診の際、メンタルヘルス問診票を提出させるようになりました。局長交渉で粘り強くメンタルヘルス対策を求めてきた成果だと思っています。自分たちのできることを実践し、仲間の笑顔をもっと見たいと思います。そんな仲間を増やしたいのです。国交職組に入ろう！……中部は、ひとりでも多くの未加入者に呼びかけます。



